組　合　員　　様

＊FAX 通信＊
（ R8.3.13 ）

国保組合からのお知らせ

1．国民健康保険料の改定について

令和 8 年 4 月分より、下表のとおり改定いたします。(R8.3.12 第 137 回組合会可決)

区　分		対　象	保険料(月額)		
			3 月まで	4 月から	
医療給付費分	均等割	第 1 種組合員	11,000 円	11,000 円	据え置き
		第 2 種組合員(勤務医)	18,000 円	18,000 円	
		第 2 種組合員(技工士・衛生士)	13,000 円	13,000 円	
		第 2 種組合員(助手・事務)	11,000 円	11,000 円	
		家　族	6,000 円	6,000 円	
	前期納付金分	0～74 歳の被保険者	1,000 円	600 円	改定あり
	収入割	第 1 種組合員	(限度額) 30,000 円	(限度額) 30,000 円	据え置き
後期支援金分保険料		0～74 歳の被保険者	5,800 円	5,700 円	改定あり
介護保険料		40～64 歳の被保険者	5,800 円	5,600 円	改定あり
子ども・子育て支援納付金分保険料		18～74 歳の被保険者		600 円	新　設
後期組合員分保険料		後期第 1 種・第 2 種組合員	1,000 円	1,000 円	据え置き

(注)子ども・子育て支援納付金分保険料は、令和 8 年 4 月 1 日時点で 18 歳以上の方に賦課。
4 月 2 日以降に 18 歳になる方は、翌年度(令和 9 年 4 月)から賦課が始まります。

【参考】令和 8 年度月額保険料の一例

種 別(職 種)	年　齢	3 月まで	4 月から
第 2 種組合員 (技工士・衛生士)	18 歳未満	19,800 円	19,300 円
	18～39 歳、65～74 歳	19,800 円	19,900 円
	40～64 歳	25,600 円	25,500 円
第 2 種組合員 (助手・事務)	18 歳未満	17,800 円	17,300 円
	18～39 歳、65～74 歳	17,800 円	17,900 円
	40～64 歳	23,600 円	23,500 円
家　族	18 歳未満	12,800 円	12,300 円
	18～39 歳、65～74 歳	12,800 円	12,900 円
	40～64 歳	18,600 円	18,500 円

(注)18 歳は、令和 8 年 4 月 1 日時点の年齢

2．収入の証明書の提出について　(後期第 1 種組合員は除く)

第 1 種組合員に提出をお願いしております「収入の証明書」の提出期日は、3 月 24 日(火)です。提出期限後でも、3 月中に届いた分は、可能な限り処理をいたします。処理が間に合わなかった場合、提出が遅れた場合は、暫定的に限度額(月額 30,000 円)で賦課させていただきますが、提出があった時点で再計算して、翌月の保険料で調整いたします。

千葉県歯科医師国民健康保険組合
TEL　043-246-0876・241-6474　FAX　043-248-2634